



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*90 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則
(医務課)

規 則

和歌山県規則第90号

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則を次のように定める。

平成19年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、地域医療に従事する医師の確保及び充実に図るため、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する学生で、県内のへき地の医療機関に勤務しようとする者に対し、和歌山県地域医療医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内公的医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関のうち県内に所在するもの
- (2) 指定医療機関等 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する病院のうち県内に所在するもの及び県内公的医療機関のうち知事が指定するもの
- (3) へき地の医療機関 指定医療機関等のうち次のいずれかに該当するものをいう。

ア 原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4キロメートルの区域内に50人以上が居住している地域であって、容易に医療機関を利用することが出来ない地区（以下「無医地区」という。）及び無医地区ではないがこれに準じて医療の確保が必要と知事が判断し、厚生労働大臣と協議して適当と認められた地区を対象として、へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院として知事が指定した病院

イ おおむね半径4キロメートルの区域内に他に医療機

関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する地区及びこれらに準ずる地区として診療所の設置が必要と知事が判断し、厚生労働大臣と協議して適当と認められた地区に所在する診療所（以下「へき地診療所」という。）

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第32条の規定により同法の規定が適用される区域及び同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に所在する県内公的医療機関であって、へき地診療所が設置された市町村に所在するもの

エ その他これらに準ずるものとして知事が認める医療機関
(貸与の対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、大学において医学を履修する課程に在学する学生のうち、へき地の医療機関に勤務する医師を養成するための募集に応じて入学したものとする。

(修学資金の貸与の額等)

第4条 修学資金は、次の各号に掲げる通学の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に年10パーセントの利子を付して貸与する。

- (1) 自宅外から通学する者 月額20万円
- (2) 自宅から通学する者 月額15万円

2 修学資金を貸与する期間は、大学を卒業するまでの間とし、8年を限度とする。

(貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、地域医療医師確保修学資金貸与申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 第3条に規定する対象者であることを証する書面
- (3) 連帯保証人となるべき者の保証書（別記第3号様式）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

2 前項の連帯保証人のうち1人は、次の各号に掲げる区分

に依りて、それぞれ当該各号に定める者でなければならない。

(1) 貸与を受けようとする者が未成年者であるとき その保護者（親権を行う者又は未成年後見人をいう。）

(2) 貸与を受けようとする者が成年者であるとき その父母兄弟又は3親等内の親族

3 前2項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(選考及び貸与の決定)

第7条 知事は、第5条の規定による申請があったときは、審査の上、修学資金の貸与の適否について決定する。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与の適否について決定したときは、地域医療医師確保修学資金貸与決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

(借用証書)

第8条 修学資金の貸与を受ける者は、地域医療医師確保修学資金借用証書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(修学資金の一括交付)

第9条 修学資金は、原則として3か月分を一括してそれぞれ最初の月に交付するものとする。

(貸与の決定の取消し及び貸与の休止)

第10条 知事は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 大学を退学したとき。

(2) 心身の故障のため、大学における修学を継続することができなくなったと認められるとき。

(3) 性行又は学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(6) その他修学資金の貸与の目的を達する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、修学生が大学の課程を休学しているときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間修学資金の貸与をしないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分に充てることのできる。

3 知事は、前2項の規定に基づき貸与の決定を取り消し、又は貸与を休止するときは、地域医療医師確保修学資金貸与取消通知書（別記第6号様式）又は地域医療医師確保修学資金貸与休止通知書（別記第7号様式）により、当該貸与の決定を取り消し、又は貸与を休止する修学生に通知するものとする。

4 知事は、修学生が大学の課程に復学したときは、修学資

金の貸与を再開し、地域医療医師確保修学資金貸与再開通知書（別記第8号様式）により修学生に通知するものとする。

(返還)

第11条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該各号に規定する事由が生じた日から1年以内に修学資金を返還しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

(2) 修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得することができなかったとき。

(3) 修学資金の貸与を受けた者が、医師免許を取得した後引き続き指定医療機関等において、医師の業務（以下「医業」という。）に従事しないとき、並びに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修及び医師の専門性に関する研修（以下「研修等」という。）を受けないとき、又は医業に従事し、及び研修等を受けた期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（当該期間が9年に満たないときは、9年とする。以下「従事期間」という。）に達したとき。

(4) 修学資金の貸与を受けた者がへき地の医療機関において勤務した期間が、従事期間の2分の1以上の期間に達しないことが明らかになったとき。

(返還期限の延長)

第12条 知事は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する修学資金の返還期限を延長することができる。

2 前項の規定により、修学資金の返還期限の延期を求めようとする者は、地域医療医師確保修学資金返還期限延期申請書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(延滞利息)

第13条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(返還の猶予)

第14条 前条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、貸与を受けた修学資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。

(1) 疾病、災害その他やむを得ない理由により修学資金の返還及び利息の支払が困難であると認めるとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他知事が認めたとき。

2 前項の規定により返還の猶予を受けようとする者は、地域医療医師確保修学資金返還猶予申請書（別記第10号様式）に、前項各号に掲げる事由を証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の地域医療医師確保修学資金返還猶予申請書の提出があったときは、審査の上、書面によりその適否を申請者に通知するものとする。

（届出）

第15条 修学資金の貸与を受けた者で修学資金の返還が完了していないものは、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第11号様式）にその該当する事実を証する書面を添えて、30日以内に知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 大学を退学し、休学し、復学し、若しくは卒業し、又は停学の処分を受けたとき。

(3) 大学における修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。

(4) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡したとき、若しくは連帯保証人に対する破産手続開始の決定があったとき。

(5) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得したとき、又は取得しなかったとき。

(6) 医師免許を取得した後、引き続き指定医療機関等において医業に従事し、若しくは研修等を受けなかったとき。

(7) 医師免許を取得した後、引き続き指定医療機関等において、医業に従事し、若しくは研修等を受けた期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（当該期間が9年に満たないときは、9年とする。）に達したとき。

2 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（補足）

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

地域医療医師確保修学資金貸与申請書					
※受付番号	第 号	※受付年月日	年 月 日		
※貸与期間	年 月 日から	※決定	貸与決定番号	第 号	
	年 月 日まで		貸与総額	円	
申 請 者	住 所 及 び 電 話 番 号	〒	TEL		
	帰省先住所 及び電話番号	〒	TEL		
	氏名(ふりがな) 生 年 月 日	年 月 日生			
大学卒業予定	卒業予定年月	年 月卒業見込み			
学 歴	年 月 日	事 項	住所及び 電話番号	〒	TEL
			連 帯 保 証 人	氏名等(本人との 関係)	男・女 (続柄:) 年 月 日生
			住所及び 電話番号	〒	TEL
			氏名等(本人との 関係)	男・女 (続柄:) 年 月 日生	
家族の 状況	氏 名	続柄	生年月日	年齢	備 考

注 ※印欄は、記入しないこと。

地域医療医師確保修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人氏名



別記第 2 号様式 (第 5 条関係)

誓 約 書

地域医療医師確保修学資金の貸与を受けることとなった上は、和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則 (平成19年和歌山県規則第90号) の条項を堅く守ることはもちろん、大学卒業後 2 年以内に医師免許を取得し、かつ、医師免許取得後引き続き知事が指定する公的医療機関等において 9 年以上 (うちへき地の医療機関に 5 年以上) 勤務することを誓います。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人住所
氏名

印

別記第 3 号様式 (第 5 条関係)

保 証 書

本人住所

氏名

印

上記の者が貸与を受ける和歌山県地域医療医師確保修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

和歌山県知事 様

連帯保証人住所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印

区 分	保証人 (法定代理人)	保証人
氏 名		
生 年 月 日		
職 業 (勤務先の名称)		
月 収		
申請者との関係		

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

(その 1)

地域医療医師確保修学資金貸与決定通知書 (貸与する場合)

第 号
年 月 日

決定番号 第 号
住 所
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付けで申請のあった地域医療医師確保修学資金については、下記のとおり貸与することに決定したので通知します。

記

- 1 貸与総額 円
- 2 貸与月額 円
- 3 貸与期間 年 月分から 年 月分まで

(その2)

地域医療医師確保修学資金貸与決定通知書 (貸与しない場合)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

和歌山県知事

印

年 月 日付けで申請のあった地域医療医師確保修学資金については、下記の理由により貸与しないことに決定しましたので通知します。

記

別記第 5 号様式 (第 8 条関係)

地域医療医師確保修学資金借用証書

収
入
印
紙

金 円 也

和歌山県地域医療医師確保修学資金として、 年 月 日から 年 月 日
までの間、月額 円の貸与金を上記のとおり借用します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名

印

上記の者が受ける修学資金については、本人と連帯してその債務を負担します。

連帯保証人氏名

印

連帯保証人氏名

印

別記第 6 号様式 (第 10 条関係)

地域医療医師確保修学資金貸与取消通知書

第 号
年 月 日

決定番号 第 号
住 所
氏 名 様

和歌山県知事



あなたは、 年 月 日から地域医療医師確保修学資金の貸与を受けていますが、次の事由は、和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則 (平成19年和歌山県規則第 号) 第11条第1項第号に該当しますので 年 月分から貸与を取り消します。

取
消
し
の
事
由

別記第 7 号様式 (第 10 条関係)

地域医療医師確保修学資金貸与休止通知書

第 号
年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

和歌山県知事



あなたに対し、下記のとおり地域医療医師確保修学資金の貸与を休止することに決定したので通知します。

貸与を受けている者の氏名					
貸与決定総額	円	貸与決定番号	第 号	貸与月額	円
貸与休止期間	年 月分から 年 月分まで				

休
止
事
由

別記第 8 号様式 (第 10 条関係)

地域医療医師確保修学資金貸与再開通知書

第 号
年 月 日

決定番号 第 号
住 所
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付け 第 号で貸与を休止した地域医療医師確保修学資金については、
下記のとおり再開したので通知します。

記

- 1 貸与月額 円
- 2 貸与期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 既貸与額 円
- 4 既貸与期間 年 月分から 年 月分まで
- 5 再開理由

別記第 9 号様式 (第 1 2 条関係)

地域医療医師確保修学資金返還期限延期申請書		
返還すべき額		円
返 還 理 由	発 生 年 月 日	事 由
	年 月 日	
返還延期の理由	延 期 期 間	事 由
	年 月 日から 年 月 日まで	

上記のとおり和歌山県地域医療医師確保修学資金の返還期限の延期を申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名



別記第 1 1 号様式 (第 1 5 条関係)

届 出 書	
届 出 事 項	
届出事項の発生 年月日	
届 出 内 容	
<p>上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right;">決定番号 第 号 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	